

応急仮設住宅について

1. 概要

台風19号により住宅が被災し住宅を確保できない方に、応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）を提供いたします。

2. 対象者

- ① 災害により住宅が全壊、全焼又は流出するなど居住する住宅がない方で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない方
- ② 「半壊」（「大規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- ③ 二次災害等により住宅に被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方

※ 被災住宅の応急修理制度と併用はできませんが、「半壊」（「大規模半壊」を含む）の被害で、床上浸水による修理等で一時的に居住できない方も供与対象になります。

※ 住宅の損害の判定は、り災証明書によります。

3. 供与する住宅

- ① 宮城県内の民間賃貸住宅（アパート、貸家等）
※昭和56年6月1日以降に着工した新耐震基準を満たす住宅
- ② 賃貸借契約は、貸主・借主（県）・入居者の三者契約となり、県が物件を借り受け、入居者に無償で貸与します。
- ③ 供与する民間賃貸住宅は世帯人数により家賃の上限額がありますので、上限額を超えない範囲で賃貸住宅を選定いただくことになります。

入居世帯人員数	月額賃料
1人	60,000円
2人	75,000円
3～4人	80,000円
5人以上	120,000円

◆家賃以外の費用の負担区分

費用	宮城県負担	入居者負担	備考
駐車場料金		○	
水道・光熱費		○	
共益費・管理費	○		
損害保険料	○		
敷金・礼金 (退去修繕費)	○		退去修繕費については、家賃の2ヶ月分を県が支払い、それを超過した場合は、入居者の負担となります。
仲介手数料	○		

4. 入居期間

入居時から2年以内

※ 期間の延長、住み替えはできません。

5. 注意いただく点

- ・ 応急仮設住宅の提供を受けた場合は、住宅の応急修理制度を利用することができません。

6. 賃貸型応急住宅の申込手続きの流れ

- ① 申込者は柴田町に賃貸型応急住宅に入居したい旨を相談し、不動産業者に提出する申込書をもらいます。
- ② 申込者は不動産業者等と相談のうえ、希望に合う物件を探します。
- ③ 希望に合致する物件が見つかったときは、申込者は不動産業者等へ申込書を提出します。
- ④ 不動産業者等から、町に申込書が提出されます。
- ⑤ 申込者について町及び宮城県において入居要件等を審査し、入居決定となったら、契約書の記入・押印が依頼されます。
- ⑥ 不動産業者等と物件への入居手続きを行い、応急住宅への入居が開始になります。

7. 賃貸型応急住宅への契約切替えについて

台風19号に伴う水害等の発災以降に個人名義で賃貸借契約を締結した世帯についても、その契約日まで遡り、県名義の契約に切替える事ができるようになりました。条件等については、上記2、3のとおりです。

8. 切替え手続きの流れ

- ① 福祉課窓口にて、以下の書類をお持ちの上、賃貸型応急住宅への切替えを申し込んでください。
 - ◆必要なもの
 - ・ 災害証明書
 - ・ 個人名義で賃貸借契約した民間賃貸住宅の契約書（写し）
- ② 2, 3の条件に合致すると判断された場合は、窓口で申込書を受け取り不動産業者又は貸主と内容を確認の上、記入してください。
- ③ 申込書を町経由で県へ提出し、審査の結果、切替えが認められる場合、県から町を経由し、契約書類等一式が送付されます。
- ④ 貸主と入居者の欄に必要事項を記入し、記名・押印の上、町を経由して県に、契約書を送付します。
- ⑤ 県で契約書の内容等を審査し、内容に不備がなければ契約を締結し切替えが認められます。

9. 既に支払済みの賃料等諸経費について

契約切替えに伴い、既に個人名義で民間賃貸住宅を契約した際に支払った家賃等については、県で契約当初に遡及して支払うことになるため、以下の費用については、貸主から入居者に返金してもらう事になります。なお、返金にあたっては、別紙の「切替契約に係る申出書」に、貸主、入居者が記名・押印し、三者での契約書と併せて、県に提出していただきます。

◆ 返金の対象となる費用（県が改めて貸主に支払うもの）

- ・ 家賃
- ・ 敷金・礼金
- ・ 管理費・共益費

◆ 返金の対象とならない費用

- ・ 仲介手数料
- ・ 水道光熱費、その他専用設備に関する使用料金
- ・ 駐車場・駐輪場代

10. 損害保険等について

切替契約が締結された際に、県で一括して契約している下記損害保険に加入します。個人名義で契約した際に加入した損害保険等は解約も可能となりますので、貸主又は、不動産業者に相談してください。

【問合せ先】

柴田町福祉課

TEL : 0224-55-5010 FAX : 0224-55-4172

E-mail : welfare@towm.shibata.miyagi.jp